

フォト・ウォーク33会 規約

- (名称) 第1条 本会はフォト・ウォーク33会（以下33会という）と称する。
- (事務局) 第2条 33会の事務局は会長宅に置く。
- (目的と活動) 第3条 健康増進・楽しもうを第一目標とし、2カ月に一回程度、下記の活動を行う。
(1) 撮影を楽しむ、撮影技術を楽しむために写真技術の向上を図る。
(2) 健康づくりと会員相互の親睦を図るためのウォーキング活動を行う。
(3) その他目的を達するために必要な活動を行う。
- (会員) 第4条 33会の会員は原則としてレイカディア大学33期卒業生とする。
- (役員) 第5条 33会には以下の役員を置く。
(1) 役員は12名以内とする。原則として各クラス2名以内とする。
役職は 会長1名。その他の役職は必要に応じて決める。
(2) 役員任期は1年とする。
(3) 会長は必要に応じて会計監査役・相談役を委嘱することができる。
- (総会) 第6条 総会は年1回開催する。
(1) 総会は活動報告、会計報告、その他33会の重要事項を審議する。
(2) 総会は総会出席者をもって成立する。
(3) 決議については出席者の過半数以上を必要とする。
- (会費) 第7条 会費は年額500円とし途中退会は返却しない。
(1) 会費はウォーク保険を初め、備品購入や事業運営費及び親睦費・葬祭費などに充当する。
(2) 会計年度は10月1日～翌年9月30日とする。
- (規約改正等) 第8条 定めに無い会運営上必要な細目については役員会で決定する。
第9条 本規約は平成25年10月1日より実施する。

以上

フォト・ウォーク33会 確認事項

I、ウォーキング計画について

- ①ウォーキング担当クラスは計画のすべてに対し権利と義務を負います。
次回担当クラスへ旗、ハンドマイク、薬箱などを引き継ぎ、収支明細書は会計に報告します。
- ②ウォーキング距離については原則として10km程度とします
- ③参加費は効率的に考え、節約を基本とします（宿泊などは別会計）
参加費の基準は百円単位以上とし、釣銭の要らないよう案内状にも明記します
- ④ウォーキング参加申し込み締切日については開催案内でお知らせします
参加費は当日集金となりますので、釣銭のいらぬように願います

II、レクリエーション保険について

- ①参加人数は締切日に確定します。その時保険契約を行います
- ②保険料は年会費により充当いたします

III、集合時間の厳守について

遅刻予定者は現在場所と到着予想時刻をクラス責任者に必ず連絡すること
当日のスケジュールが遅れるため”10分”をめぐりに出発することがあります
この場合、遅刻予定者へ合流場所（ルート）を知らせるので後を追って下さい

IV、天候による開催の判断について

- ①ウォーキング開催時の案内でお知らせします
「例」 小雨決行等
この場合、現地と個々人の自宅の状況がそれぞれ異なることが予想されますので
- ②前日までに各クラス役員から「中止」の連絡が無い場合は原則決行します
- ③天気予報による（ウォークに適さない）判断
 - 1) ウォーク 担当者は天気状況で危険と判断したら、各クラス役員に「中止」の連絡をします
 - 2) 当日の午前7時前後の天気予報で「現地」又は「自宅」に”警報”が発令されておれば本日のウォーキングは中止します
いずれの「地」でも”警報”が発令されていない場合は決行します
”警報発令”・・・大雨警報・大雪警報・暴風警報・
 - 3) 判断が付かない場合は、役員へ連絡を取って下さい

V、天候等により開催を中止した場合について

- ①日を改め再度案内を行います
- ②次項VI①ノ1)及び3)内、中止により発生する費用は負担願います

VI、交通費・入場料ならびに食事代等について

- ①開催案内でお知らせし、事前に次の必要費用を徴収する場合があります
 - 1) バスチャータ企画の交通費
 - 2) 入場料（入園料・入山料等）が必要な場合
 - 3) 予め食事を全員で摂る場合
- ②原則①を除き各自で購入・支払って下さい
- ③申し込み締切日以降に参加をキャンセルする場合は一定経費をご負担いただく場合があります

VII、下見の費用について

- ①交通費（拝観料も含む）についてはその開催ウォークの参加費（暫定）を充当します
- ②自家用車の場合は実費を充当します
- ③下見の人数は3人程度で、合計9,000円を限度とする。宿泊の場合は下見を実施しない

VIII、フォト講座・展示などについて

講座・展示会場費・設営費・講師費など費用がかかる場合は役員会に諮り、その了承を得ることが必要です

